

1. 特例退職被保険者・任意継続被保険者の皆さまへ

- 令和3年度分の「保険料納付証明書」は令和4年1月中旬にご自宅宛郵送いたしました。
- 令和4年度の新保険料のお知らせは、3月上旬にご自宅宛郵送いたします。
- 保険料は必ず納付日までに納付いただきますようお願いいたします。納付日までに納付されなかった場合、健康保険法の定めにより、自動的に被保険者資格が喪失されますのでご注意ください。納付日は納付方法により異なります。
※保険料の納付日：毎月払いの場合(毎月10日)、半年払いの場合(3月31日・9月30日)、1年払いの場合(3月31日)

2. 退職後の「保険証」の取扱いについて

- 被保険者が勤務先を退職した場合、健康保険の資格は喪失し、退職日の翌日から「保険証」の使用はできません。被保険者・被扶養者全員の「保険証」を速やかに勤務先の担当者宛ご返却ください。
※健康保険の資格喪失後に「保険証」を使って受診した場合は、医療費を全額自己負担していただくことになります。
- 事業所のご担当者は、退職者から被保険者・被扶養者全員の「保険証」を回収し、【書式1-3】被保険者証・限度額適用認定証・高齢受給者証 返納届【事業主用】に必要事項を記入・押印のうえ、健保組合宛ご返却ください。
※事業所は、被保険者の退職後5日以内に健保組合宛返納することと規定されています。

3. 「検認(被扶養者の再認定)」の御礼

- 被保険者の皆さま並びに事業所ご担当者のご協力をいただき、昨年11月から実施いたしました「検認(被扶養者の再認定)」作業が滞りなく終了いたしました。厚く御礼申し上げます。
- なお、今後被扶養者が就職したときや、年間収入が130万円(60歳以上または障害者の方は180万円)以上となる等の場合は、被扶養者の資格がなくなりますので、必ず健保組合へ届出を行ってください。

4. 人間ドックの利用申請方法変更について

35歳以上の一般被扶養者、特例退職被保険者/被扶養者、任意継続被保険者/被扶養者の方へ

- 令和4年4月以降の人間ドック等の利用申請について、これまでの紙ベースから、当健保組合ホームページのリンク「健診予約システム」(株式会社パリューHR)からの申込みに変更となります。
※詳細については、令和4年2月にお送りするA4サイズのお知らせをご参照ください。
※詳しい登録方法については、令和4年2月に当健保組合ホームページでご案内いたします。
- すでに令和4年度の人間ドックを健診機関に予約されている方は、「健診予約システム」が利用可能となる令和4年3月以降に、「健診予約システム」へ健診申込登録をお願いいたします。【書式13-1】人間ドック利用申込書を健保組合へ送付いただいてもお返しすることになりますので、予めご了承ください。
- インターネット利用環境がない場合は、パリューHR社コールセンター宛ご連絡をお願いします(令和4年3月以降)。パリューHR社より申込申請紙をお送りいたします。
※連絡先については、令和4年2月にお送りするA4サイズのお知らせをご参照ください。

5. 特定健診に関するご案内

40歳以上の一般被扶養者、特例退職被保険者/被扶養者の方へ

- 毎年4月に、40歳以上の特定健診対象の方にお送りしていた「特定健診受診券」については、令和4年度から送付を取りやめます。
- 人間ドックを受診せず、特定健診のみ受診される場合も、「健診予約システム」から受診の申込をしていただきます。
- 「健診予約システム」にない(契約外)健診機関での特定健診受診については、受診予約後、早めに健保組合へご連絡ください。健保組合より受診券をお送りします。

※新型コロナウイルス感染症による受診制限等に関する最新情報は、当健保組合ホームページの「健保からのお知らせ」をご覧ください。